

## 分担研究報告書

研究題目 災害時における所属機関の異なる保健師間及び地元関係団体との連携項目リストの精錬

研究分担者 宮崎 美砂子（千葉大学大学院看護学研究院・教授）  
奥田 博子（国立保健医療科学院健康危機管理研究部・上席主任研究員）  
雨宮 有子（千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科・准教授）  
時田 礼子（東京情報大学看護学部看護学科・助教）

### 研究要旨

昨年度の本研究班の成果として災害時の保健活動推進のために必要な、都道府県本庁、県型保健所、保健所設置市、市町村の各機関の保健師間の連携及び各機関の保健師と地元関係団体との連携に関する項目を導出した。本研究の目的は、これら項目を災害時保健活動における実用性の観点から精錬させて本年度の後続する調査（全国の所属機関の異なる保健師を対象とした紙面調査及び災害対応経験のある保健師へのインタビュー調査）の調査枠組として位置づけることである。

昨年度生成した各連携項目の記載を、発災後の時期、連携の目的・意図、連携の発動者及び連携相手を調査事象に戻り確認しながら表現形式を整えた。さらに類似する項目を統合して大項目を作成し、相互の関係性を検討して整理した。

その結果、災害時における保健師間及び地元関係団体との連携は 43 項目に精錬された。発災後の時間経過に応じて、連携の契機をつくる発動者の主体が明確となり、災害時の活動過程に応じて目的・意図を明確にした連携が推進されることにより、連携行為が災害時保健活動を推進する機能を果たすことが期待される。

### （研究協力者）

相馬 幸恵（新潟県三条地域振興局健康福祉環境部地域保健課・参事（地域保健課長））  
山田 祐子（福島県南相馬市市民生活部市民課・主任主査）  
藤原 真里（高知県健康政策部 健康長寿政策課・主幹）  
井口 紗織（千葉大学大学院看護学研究科博士後期課程・大学院生）

### A. 研究目的

昨年度の本研究班の成果として、災害時の保健活動推進のために必要な、都道府県及び保健所設置市等の本庁、県型保健所、市区町村の各機関の保健師間の連携及び各機関の保健師と地元関係団体との連携に関する項目を導出した<sup>1)</sup>。保健師間の連携項目として、発災直前の時期 3 項目（協議、確認等）、超急性期 15 項目（状況把握等）、急性期・亜急性期 67 項目（状況把握、意思決定支援、協議、現場支援等）、慢性期 17 項目（協議、調整、

相談等）、静穏期 11 項目（課題共有）から成る内容を示した。関係団体との連携項目として、超急性 4 項目（支援人材確保、支援協力）、急性期・亜急性期 19 項目（支援人材確保、支援協力、調整）、慢性期 22 項目（支援協力、調整）、静穏期 2 項目（課題共有等）から成る内容であった。これら連携項目が災害時保健活動の推進に役立つためには、導出した連携項目と災害時保健活動とのつながりを確認し連携を活動過程の中に位置づけること、項目全体の体系や系統性から精査するこ

と、連携事象を加えて精練させていくことの必要性が課題として考察された。

以上を踏まえ、本研究の目的は、昨年度導出したこれら連携項目を災害時及び平時における災害時保健活動での実用性の観点から精練させて、本年度の後続する調査（全国の所属機関の異なる保健師を対象とした紙面調査及び災害対応経験のある保健師へのインタビュー調査）の調査枠組として位置づけることである。

## B. 研究方法

まず分担研究者により以下の1～3の作業を実施し、次いで4において研究協力者を交えた討議を行い進めた。

1. 昨年度導出した各連携項目の内容について、調査事象に戻り、何の目的・意図をもってどのような連携を実施したのか（目的）を端的に表現できているかを確認し、記載例として、「〇〇のために（連携目的・意図）、〇〇（例；保健所）は（例：市町村）に対して〇〇（連携行為）を行う」の形式で表現を整える。

2. 連携の発動者、連携相手の多くが、統括保健師であったことから、各連携項目において、連携の発動者、連携相手は、都道府県本庁、保健所設置市、県型保健所、市町村とし、統括保健師等の文字は削除して示す。

3. 各連携項目について、「災害時における統括保健師のコンピテンシー3 領域・87 項目」<sup>2)</sup>との関連性を確認する。

4. 連携項目の体系整理（リスト）は、発災後の時期、連携の目的・意図、発動者及び連携相手、を視点に用い、類似する項目を統合して大項目を作成し、さらに相互の関係性を検討して整理する。

なお上記3の災害時における統括保健師のコンピテンシーは体系的整理の補助として用いる。

（倫理的配慮）

昨年度に本研究班で得られた調査資料の二次分析であるため、本研究において研究代表者所属先機関における研究倫理

審査委員会への申請を必要とする事項はない。

## C. 研究結果（表1～2、資料）

1. 精練により作成された「災害時における保健師間及び地元関係団体との連携に関するリスト（43項目）」

災害発生 of 時期別（数日前、超急性期、急性期・亜急性期、慢性期、静穏期）に、連携の発動者を主語とし、連携の目的・意図が分かるように、各連携項目の内容を精練させて明記した（資料1）。

### 2. 災害時の連携項目の構成

1) 発災後の時期別における連携項目数及び連携の発動者（表1）

連携項目数は、災害発生の数日前1、超急性期7、急性期及び亜急性期19、慢性期10、静穏期6であった。保健所設置市及び市町村においては、超急性期、急性期・亜急性期、慢性期、静穏期において地元関係団体との連携が含まれていた。

連携の発動者は、災害発生の数日前は県型保健所、超急性期は都道府県本庁、急性期及び亜急性期は県型保健所、慢性期はそれぞれ全ての所属機関において、静穏期は県型保健所、保健所設置市、市町村において主となる傾向があった。

2) 発災後の時期別における連携の目的・意図（表2）

保健師間においては、発災後の全ての時期において活動の方向づけのための協議があり、超急性期、急性期・亜急性期、慢性期では調整のための連携がみられた。

保健師と地元関係団体との連携においては、活動の方向づけのための専門的支援、活動に必要な資源の授受のための支援人材の確保、支援協力の確保のための連携がみられた。

## D. 考察

災害時における保健師間及び地元関係団体との連携に関する項目を、災害発生時及び平時において活用できるよう、実用性の観点から洗練させた。これにより、発災後の時間経過に応じて、連携の契機をつくる発動者の主体が明確となり、災害時の活動過程に応じて目的・意図を明確にした連携がなされることにより、連携行為が災害時保健活動を推進する機能を果たすことが期待される。

この43の連携項目は、本年度後続して実施する調査（全国の所属機関の異なる保健師を対象とした紙面調査及び災害対応経験のある保健師へのインタビュー調査）の調査枠組として位置づけて用いる。

#### E. 結論

昨年度の本研究班の成果として災害時の保健活動推進のために必要な、都道府県本庁、県型保健所、保健所設置市、市町村の各機関の保健師間の連携及び各機関の保健師と地元関係団体との連携に関する項目を導出した。本研究の目的は、これら項目を災害時保健活動における実用性の観点から精練させて本年度の後続する調査（全国の所属機関の異なる保健師を対象とした紙面調査及び災害対応経験のある保健師へのインタビュー調査）の調査枠組として位置づけることである。

昨年度生成した各連携項目の記載を、発災後の時期、連携の目的・意図、連携の発動者及び連携相手を調査事象に戻り確認しながら表現形式を整えた。さらに類似する項目を統合して大項目を作成し、相互の関係性を検討して整理した。

その結果、災害時における保健師間及び地元関係団体との連携は43項目に精練された。発災後の時間経過に応じて、連携の契機をつくる発動者の主体が明確となり、災害時の活動過程に応じて目的・意図を明確にした連携が推進されることにより、連携行為が災害時保健活動を推進する機能を果たすことが期待される。

#### F. 健康危険情報 なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

- ・奥田博子,宮崎美砂子,雨宮有子,時田礼子,相馬幸恵,藤原真里,井口紗織(2021年12月21-23日).災害時における保健師間の連携と応援人材の確保 1-都道府県本庁及び関係団体への調査.第80回日本公衆衛生学会総会講演集,449.(オンライン)
- ・雨宮有子,宮崎美砂子,奥田博子,時田礼子,相馬幸恵,藤原真里,井口紗織(2021年12月21-23日).災害時における保健師間の連携と応援人材の確保 2-県型保健所及び関係団体への調査.第80回日本公衆衛生学会総会講演集,449.(オンライン)
- ・時田礼子,宮崎美砂子,奥田博子,雨宮有子,相馬幸恵,藤原真里,井口紗織(2021年12月21-23日).災害時における保健師間の連携と応援人材の確保 3-市町村及び関係団体への調査.第80回日本公衆衛生学会総会講演集,450.(オンライン)
- ・宮崎美砂子,奥田博子,雨宮有子,時田礼子,相馬幸恵,藤原真里,井口紗織(2021年12月21-23日).災害時における保健師間の連携と応援人材の確保 4-保健所設置市及び関係団体への調査.第80回日本公衆衛生学会総会講演集,450.(オンライン)
- ・Miyazaki, M., Okuda, H., Amamiya, Y., Tokita, R., Soma, Y., Yamada, Y., Fujiwara, M., & Iguchi, S. (2022, January 8-9). Cooperation among public health nurses belonging to different institutions during disasters: A case study in Japan. 6th International Conference of Global

Network Public Health Nursing  
Conference, Abstracts book, 274.  
(online)

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし

<引用文献>

- 1) 宮崎美砂子・奥田博子、雨宮有子、時田礼子、相馬幸恵、山田祐子、藤原真里、井口紗織: 災害時における保健師間の連携の内容・方法に関する項目リストの作成. 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 災害時保健活動の体制整備に関わる保健師の連携強化に向けた研究(研究代表者宮崎美砂子)、令和2年度総括・分担研究報告書、pp88106、2021.
- 2) 宮崎美砂子・奥田博子・春山早苗・吉富望・井口紗織・金谷泰宏・植村直子: 統括保健師の災害時の管理実践マニュアル・研修ガイドラインの現場適用—研修プログラムの立案・実施・評価による検証. 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業) 災害対策における地域保健活動推進のための管理体制運用マニュアル実用化研究(研究代表者宮崎美砂子)、平成29年度総括・分担研究報告書、pp35102、2018.

表1 発災後の時期別における連携項目数及び連携の発動者

発災後の時期	項目数 (※)	連携の発動者			
		都道府県本庁	県型保健所	保健所設置市	市町村
災害発生の数日前	1			1	
超急性期	7	4	2	1(1)	1(1)
急性期及び亜急性期	19	2	14	3(3)	6(3)
慢性期	10	3	3	3(1)	3(1)
静穏期	6	1	3	2(1)	2(1)
計	43	10	22	9	12

(註) 一部の項目は連携の発動者が重複しているため連携項目数と内訳数が一致しない場合がある

( )は地元関係団体との連携数の再掲

表2 発災後の時期別における連携の目的・意図

発災後の時期	保健師間の連携の目的・意図			地元関係団体との連携の目的・意図		
	(1)情報の授受	(2)活動の方向づけ	(3)活動に必要な資源の授受	(1)情報の授受	(2)活動の方向づけ	(3)活動に必要な資源の授受
災害発生の数日前		[協議]				
超急性期	[状況把握]	[協議] [指示] [意思決定支援]	[要請] [調整] [現場活動]	[状況把握] [情報発信]		[支援人材の確保] [支援協力の確保] [物資等提供]
急性期及び亜急性期	[報告]	[協議] [指示] [意思決定支援]	[要請] [調整] [現場活動]	[情報共有]	[専門的支援] [協議]	[支援人材の確保] [支援協力の確保]
慢性期	[情報共有]	[協議] [相談]	[調整]	[情報共有]	[専門的支援] [協議]	[支援人材の確保] [支援協力の確保]
静穏期		[協議]			[課題共有]	

## 災害時の連携に関する43項目

## I. 災害発生の数日前の連携（項目番号1）

	項目の内容
1	保健所は、災害発生時にスムーズに行動を開始できるように、大雨や台風接近、火山噴火が予想される数日前に市町村に訪問して、災害対応の準備について打合せを行う。

## II. 超急性期（発災直後～72時間）の連携（項目番号2～8）

	項目の内容
2	県本庁は、速やかに応援調整を開始できるように、県内全ての県型保健所及び保健所設置市に対して、被害状況の把握を行う。
3	県本庁は、被害が想定される市町村の管轄保健所に連絡を取り詳細な情報を把握しながら、情報共有に関する互いの役割を確認する。
4	県本庁は、応援人材を県内から迅速に確保するために、災害時応援協定を締結している関係団体に連絡を取る。
5	県本庁は、保健所設置市に対して、災害時の受援の意向の確認と、双方の役割分担を確認するために、活動イメージの共有を図る。
6	保健所は、被災市町村のニーズを把握し支援体制を早急に構築するために市町村を訪問して直接情報を把握する。
7	保健所は県本庁に対して、被災地を管轄する保健所の体制を整えるために、市町村の被害状況を伝え、保健所への支援を要請する。
8	市町村及び保健所設置市は、平時からの面識や協働関係を基に、必要な支援人材確保のために地元の関係団体への協力打診及び関係団体からの協力の申し出を活かす。

## III. 急性期及び亜急性期の連携（項目番号9～27）

	項目の内容
9	県本庁は、応援人材の確保計画を立案するために、保健所等を介して市町村の被害状況や応援の必要性を把握する。
10	県本庁は、応援要請の意思決定、受援準備、人員調整を速やかに進めるために、保健所設置市と頻回に連絡を取り合い協議する。
11	保健所は、必要とする支援を市町村がタイムリーに得られるように、市町村のニーズを直接把握し対応する体制を整える。
12	保健所は、地域に責任をもった活動ができるように、市町村を早期に訪ね、不安や心情に寄り添いながら保健師としての覚悟や役割を具体的に伝える。
13	保健所は、市町村に対して必要な支援を判断するために、市町村に一定時間滞在して、その場でできる事を一緒に行いながら課題を共有する場をもつ。
14	保健所は、市町村に対して必要な支援が実施できるように、市町村の災害対応経験や人員及び組織の状況と共に、保健所側の経験や力量を勘案して、所内外の応援体制を組む。
15	保健所は、地元関係団体と市町村が良い協力関係を築けるように、地元関係団体の応援活動の状況について県本庁と情報共有して必要な調整にあたる。
16	保健所は、変化する状況に応じて活動推進を図ることができるように、市町村と問題を共有し役割分担しながら対応する。
17	保健所は、市町村が状況を俯瞰して活動を進めることができるように、市町村に対して保健医療調整会議等の連絡会議への参加を促す。
18	保健所は、市町村保健師が、上司や非専門職関係者等との間で保健活動に対する見解の相違に苦慮している際には、保健師の活動を代弁・擁護する発言を行う。
19	保健所は、市町村への支援が実効性のあるものとなるように、県本庁に必要な調整内容を伝え、その結果を市町村にフィードバックする。
20	保健所は、管内において被害が甚大な自治体以外の市町村に対しても必要な支援が提供できるように、各市町村と対話して対応する体制をつくる。
21	保健所は、保健師の人材育成を考慮し、人員配置や連絡会議参加のメンバーを市町村と相談して選定し、体制をつくる。
22	保健所と市町村は、市町村が応援者を効果的に活用できるように、受援に必要な情報や資料を提供し合い受入体制をつくる。
23	保健所と市町村は、多様な応援者が効果的に協働できるように、応援者を調整する場や仕組みを相談しながら共につくる。
24	保健所と市町村は、地域資源を活かして対応策が図れるように、協議する。
25	市町村及び保健所設置市は、地元関係団体の平時からの地域貢献や活動実績に基づいて、地元関係団体に応援協力を依頼する。

26	市町村及び保健所設置市は、地元関係団体との協働を図るために、地元関係団体に対して、協力要請する内容と連携方法を明確に示す。
27	市町村及び保健所設置市は、地元関係団体との協働を活かして活動推進を図るために、地元関係団体がおもつネットワークや専門人材を活用する。

#### IV. 慢性期（復旧・復興期）の連携（項目番号28～37）

	項目の内容
28	県本庁は、保健所に対して、市町村職員の健康保持のために災害対応の長期化に伴う職員の健康管理の体制づくりについて市町村との調整を依頼する。
29	県本庁は、災害対応が慢性化する中で被災市町村の心情や考えを把握するために、保健所とともに、市町村に直接出向き支援経過、課題、方針を聞くと共に、県の方針や県内の情報を伝える。
30	県本庁は、市町村の課題の把握と市町村間の連携の場づくりのために、市町村のリーダー保健師を集めた会議を開催して意見を聞く。
31	保健所設置市は、応援者との協働に伴い生じてきた問題への対応を図るために、県本庁に相談し助言を得る。
32	保健所設置市は、経過が長期化する中で顕在化したヘルスニーズへの対応体制をつくるために、連携が必要な県本庁の関係部署から情報を入手する。
33	保健所は、支援の終了を決定するために、市町村に対して不安や気になることを尋ねながら支援終了の適否を確認し県本庁へ報告する。
34	保健所は、応援者との協働に伴い生じてきた問題に対処して効果的に協働できるように、市町村と相談し調整を図る。
35	保健所と市町村は、変化するヘルスニーズに対応するために、必要な保健事業について相談する。
36	市町村は、災害対応の経験を次に活かすことができるように、保健所に対して活動の振り返りや報告書作成に向けて支援を依頼する。
37	市町村及び保健所設置市は、時間経過に伴い顕在化するヘルスニーズへの対応を図るために、地元関係団体の専門知識や技術をもつ人材を活用する。

#### V. 静穏期（平時）の連携（項目番号38～43）

	項目の内容
38	県本庁は、災害対応経験が今後の対策と活動に活かされるように、被災した、市町村、保健所設置市及び保健所に対して活動報告を依頼し、県下の関係者を参集した報告会を開催する。
39	保健所は、災害対応への実践力を高めるために、市町村と相談して、保健所管内で保健師が参集する多様な機会を用いて、活動経験や支援経験を振り返り学びを共有する場をつくる。
40	保健所は、災害時に地域資源を活用した活動ができるように、市町村と相談して、保健所管内で保健師が参集する多様な機会を用いて、日頃の地区活動の中で住民との協働や関係者とのネットワークづくりを動機づける。
41	保健所は、市町村が災害時に迅速に保健活動体制を構築し活動推進が図れるように、市町村と相談しながら体制面で強化すべき内容を整理し、福祉・高齢分野等の保健師配置部署、防災担当部署とも協議できるようにする。
42	市町村及び保健所設置市は、別の健康危機事例への対応に際して協力を得るために、地元関係団体に対して災害時の協働経験を活かして応援協力を得る。
43	市町村及び保健所設置市は、災害時に顕在化した地域の支援体制の脆弱性を改善するために、災害時の協働経験を活かして地元関係団体と継続して協議する場をもつ。